

労働関係の多様化・個別化と労働条件規制システムの課題

[研究メンバー]

主査 荒木尚志 東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員

両角道代 明治学院大学法学部教授 Julien Mouret 東京大学 COE 特任研究員
皆川宏之 千葉大学法経学部助教授 桑村裕美子 東京大学大学院法学政治学研究科助手
橋本陽子 学習院大学法学部教授 富永晃一 東京大学大学院法学政治学研究科助手
小西康之 明治大学法学部助教授 長谷川珠子 日本学術振興会特別研究員

[報告書目次]

- 序章 課題と検討内容の概要
- 第 1 章 労働契約の変容と労働者概念
- 第 2 章 労働関係の規律内容の予見化と柔軟化—イタリアの認証制度をめぐる議論を素材として
- 第 3 章 韓国の制定勤労基準法における適用対象の範囲確定
- 第 4 章 中華人民共和国労働合同(契約)法案について
- 第 5 章 EU におけるワーク・ライフ・バランスの広がり
- 第 6 章 ワーク・ライフ・バランスの基本原則—育児と雇用の両立をめぐるスウェーデン法の発展
- 第 7 章 ジェンダーと雇用法及び社会保障法—ドイツの現在の問題—MARLENE SCHMIDT 博士による報告の紹介
- 第 8 章 BALANCING WORK LIFE AND PERSONAL LIFE IN FRANCE.
:PURPOSES,RESULTS AND PROSPECTS
- 第 9 章 スペインのジェンダー平等立法による出産・育児休暇の改正
- 第 10 章 アメリカにおけるワーク・ライフ・バランス—立法による多様な労働者への配慮の可能性
- 第 11 章 労働者派遣とワーク・ライフ・バランス—労働者派遣契約終了後の登録型派遣労働者の地位について
- 第 12 章 労働災害における安全配慮義務—過労死・過労自殺を中心に
- 第 13 章 LEGAL POLICIES REGARDING INCREASING ATYPICAL EMPLOYMENT

[内容要旨]

本調査研究は、伝統的な労働条件設定システムが変化を求められている諸側面のうち、特に 2 つの側面を取り上げて比較法的検討を行うものである。

第1の検討の柱は、「労働者概念」および「労働契約概念」の再検討である。従来、労働法の適用範囲は、労働者概念・労働契約概念によって画されてきたが、労働関係の多様化・個別化により、その境界が曖昧となり、新たな労働者概念や新たな労働契約関係の性質決定の要否が世界各国で議論されている。第1章から第4章では、この問題の比較法的考察を行っている。

第1章では、ドイツにおける裁量的・請負的就労形態の拡大が、伝統的労働契約概念にいかなる再検討を迫っているかという問題が調査・紹介される。

労働者概念・労働契約概念の外延の曖昧化は、適用法の不明確化と、それによる新たな紛争を惹起する。第2章では、この問題に対処するためにイタリアで導入された、第三者機関が当該契約の性質決定を行うという「労働契約認証制度」を調査・紹介する。

労働者概念・労働契約概念はアジアでも同様に問題となる。第3章においては、韓国の勤労基準法（日本の労働基準法に相当）の適用対象と、日本のそれとの相違の事情を、種々の立法資料等を分析して検討する。また、中国では、市場経済化に伴う個別労働契約紛争の増加に対応するため、「労働契約法」の立法提案がなされている。第4章では、この資料的にも貴重な中国の労働契約法法案の全体像について検討および紹介を行っている。

第2の検討の柱は、ワーク・ライフ・バランスという新たな政策理念の下での労働関係における新たな取り組みの検討である。労働関係の多様化・個別化の進展は、労働関係・職業生活の位置づけについての考え方にも多様化をもたらし、女性の社会進出が進む中、女性の家庭的責任が実質的雇用平等の実現を阻害していることへの対策の必要性も相俟って、ワーク・ライフ・バランスという新たな規制理念を登場させる。この規制理念は、伝統的労働法が労働条件規制を直接の対象とするのに対し、労働関係を超えた生活者の視点や持続可能な社会の発展（少子高齢化社会への対応）という外部的視点を導入するものである。第5章以下では、諸外国でのワーク・ライフ・バランス実現のための法政策の展開を中心に検討を行った。

まず、第5章ではEUにおけるワーク・ライフ・バランス政策の理念が、男女均等待遇の施策から、就業率向上や少子高齢化社会における競争力強化のための施策、さらには人口減少への対策へと展開したことを検証している。

各国法の検討として、まず、第6章でスウェーデンの状況を概観し、ワーク・ライフ・バランス論が、従来労働法が介入し得なかった契約自由や使用者の専権事項に法規制を及ぼすための新たな理念としての機能を果たしていることを指摘する。次に、ドイツの状況について、第7章でマレーネ・シュミット博士の講義と論稿を資料に、一般平等取扱法をはじめとする諸法における雇用平等とワーク・ライフ・バランスの論点に関わる規制内容を概観する。第8章では、フランスのワーク・ライフ・バランスの状況を、様々な休暇制度、パートタイム労働、週35時間制の観点から検討する。第9章は、スペインにおける男女雇用平等と出産・育児休暇の状況を取り扱う。第10章は、アメリカのワーク・ライフ・バランス制度発展の経緯と展望を分析する。日本に

についても、第 11 章で、ワーク・ライフ・バランス達成の一つの手段とも位置付けられる派遣労働を素材に、派遣労働者の地位の安定に関して考察を行い、第 12 章では、ワーク・ライフ・バランスが失われた結果生ずる最悪の帰結としての過労死・過労自殺の問題を取り上げ、使用者の過労死・過労自殺に関する安全配慮義務の諸相を分析している。

また、第 13 章では、ジョゼフ・ハイデュ教授（セゲッド大学、ハンガリー）により、本プロジェクトの関心に沿って、EU およびハンガリーにおける非典型労働の展開とこれに対する政策課題およびワーク・ライフ・バランス政策の展開について包括的な考察がなされている。